



神奈川県企業庁

# 地域振興施設等整備事業

— 市町村の施設整備にご活用ください —



神奈川県企業庁企業局財務部財産管理課

## 地域振興施設等整備事業（市町村要請事業）

神奈川県企業庁では、多様化する県民ニーズに対応するため、公営企業の保有資金・技術力を活用し、地域経済の発展、住民福祉の向上に寄与する施設を整備する「地域振興施設等整備事業」を行っています。

市町村から施設の整備要請を受け、企業庁が整備した後に有償譲渡いたします。

本制度の活用メリットとして、低利息の分割納付により整備費用負担の平準化を図れる資金面でのメリット、建築職等の専門職の技術を活用できる技術面でのメリットが挙げられます。

※政令市（但し、相模原市のうち旧津久井郡4町のエリアは除く）は制度の対象外です。

### 整備対象施設

整備対象施設	整備施設例
交通関連施設	駐車場、駐輪場等
スポーツ・レクリエーション施設	テニスコート、プール、野球場、海洋スポーツ施設等
生活・文化関連施設	多目的展示ホール、会議室、研修室等
観光振興施設	観光案内所、物産施設等
産業振興施設	オフィスビル、商工業会館等
再生可能エネルギー発電施設	小水力発電施設等

### 施設整備状況

施設名称	所在地	完成年度	施設概要
新大山駐車場	伊勢原市大山	昭和 55	収容台数 90 台、料金所、便所等
茅ヶ崎立体駐車場	茅ヶ崎市茅ヶ崎	昭和 56	鉄骨造 4 階建、収容台数 477 台、二輪車 63 台
平塚市紅谷町立体駐車場	平塚市紅谷町	昭和 56	鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建 収容台数 372 台、自転車 265 台
名倉グラウンド	相模原市緑区名倉	昭和 58	グラウンド 24,450 m <sup>2</sup> 、駐車場 36 台、その他付帯施設
寒川浄水場いこいの広場プール施設	寒川町宮山	昭和 59	50 m プール、25 m プール、子供プール、スライダー付きプール
緑の休暇村テニスコート施設	相模原市緑区青根	昭和 60	全天候型テニスコート 3 面、更衣棟、宿泊棟、休憩棟、駐車場
こだまプール施設	相模原市緑区小倉	昭和 61	50 m プール、子供プール、スライダープール
湯河原町スポーツセンター	湯河原町吉浜	昭和 63	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建 延床面積 3,430.93 m <sup>2</sup>
大山駐車場周辺自動車等折り返し広場	伊勢原市大山	平成 3	鉄筋コンクリート造、中空式 1,610 m <sup>2</sup>
座間市ふれあい会館	座間市緑ヶ丘	平成 6	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 1,454.79 m <sup>2</sup>
座間市民健康センター	座間市緑ヶ丘	平成 8	鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 2,094.30 m <sup>2</sup>
小田原市栄町駐車場	小田原市栄町	平成 9	鉄骨造 19 層 2 棟 収容台数 460 台
寒川総合図書館・寒川文書館	寒川町宮山	平成 18	鉄骨鉄筋コンクリート造、4 階地下 1 階建、延床面積 4,707.14 m <sup>2</sup>
海老名市食の創造館	海老名市中新田	平成 24	鉄骨造 地上 2 階建 延床面積 3,484.21 m <sup>2</sup>
開成町小水力発電設備	開成町金井島	平成 26	開放型らせん水車 最大出力 2.2kW
寒川町営プール	寒川町宮山	令和 3	管理棟、器具庫棟、25 m プール、幼児プール
山北町洒水の滝遊歩道等施設	山北町平山	令和 3	組立遊歩道、落石防護柵、法面保護網、上屋付駐車場
寒川町営さむかわテニスコート	寒川町宮山	令和 4	テニスコート 4 面、観覧スペース、フェンス、日除けベンチ
寒川学校給食センター	寒川町宮山	令和 5	鉄骨造 3 階建 延床面積 3,711.21 m <sup>2</sup>

**交通関連施設** 便利なまちづくりをお手伝いします。



平塚市紅谷町立体駐車場



大山駐車場周辺自動車等折り返し広場



小田原市栄町駐車場

**スポーツ・レクリエーション施設** 地域の皆様の健康づくりを応援します。



緑の休暇村テニスコート施設



湯河原町スポーツセンター



寒川町営プール・テニスコート

**生活・文化関連施設** 人と人との交流の場を創ります。



座間市民健康センター



海老名市食の創造館



寒川学校給食センター

**再生可能エネルギー発電施設**

安全で安心な再生可能  
エネルギー発電施設の  
整備をお手伝いします。



開成町小水力発電設備

## 市町村要請事業の審査基準等

### 事業実施の審査基準

市町村要請事業は以下の点から実施の可否について判断し、実施時期等については協議のうえ決定します。

- ① 施設等の整備の必要性又は緊急性  
(施設等の整備が市町村の行政計画等として位置づけられる等の重要施策であり、市町村施策、かつ、住民ニーズとしてもその実施が急がれていること)
- ② 施設等の規模の適正  
(施設等が市町村の人口、面積、財政規模、利用形態、需要予測等からみて適正なこと)

### 施設等の譲渡条件

市町村の要請により整備した施設等は、市町村に有償で譲渡いたします。

- ① 譲渡価額 工事費に事務費を加えたもの
- ② 事務費 工事費が5億円以下の部分について3%  
工事費が5億円を超える部分について2%

【平成31年4月1日から当分の間は、工事費に対して1%】

### 延納特約

譲渡代金については、延納特約による分割納付が可能です。

- ① 即納金納付 市町村が納付を希望する場合は協議により額を決定。
- ② 利息の利率 売買契約締結時の神奈川県公営企業資金等運用事業の標準利率(「財政融資資金貸付金利」又は「長期プライムレート」のいずれか低い方)とする。
- ③ 償還期間 20年以内(整備する施設の耐用年数を限度)
- ④ 償還方式 半年賦元利均等償還方式
- ⑤ 元金償還 1年間据置可
- ⑥ 繰上償還 市町村が希望するときは、代金残額について繰上償還も可能です。
- ⑦ 延納利率の特例

ダム湖や大規模取水施設のある地域については、延納代金の適用利率の特例があります。

※ 各市町村において国等の助成制度を利用する意向がある場合は、本事業が制度の対象となるか否かについて助成主体に事前確認をお願いします。(補助金等の要件により、対象とされないものがあります。)